

仕 様 書

1. 業 務 名

令和5年度 誘客促進強化事業 北海道観光ポスター制作業務及びポスターの発送業務

2. 目 的

道外を中心に、魅力ある観光資源を有する北海道をPRするため、イメージを視覚的に印象づける宣伝媒体としてポスターを制作し、北海道のイメージアップを図ることを目的とする。

3. 業 務 内 容

ポスターの制作・印刷及びポスターの発送業務

4. ポスターのテーマ・コンセプト・デザイン

雄大な景色や自然、食など北海道の観光の魅力や特色を的確に捉え本道のイメージアップを図るとともに、デザイン及び使用する画像は見る人に直感的に伝わり、北海道への興味喚起やSNS等で“思わず誰かに教えたいくなる”道外観光客誘致に資するインパクトのあるものとする。なお、制作するポスターは以下の3種類とする。

【テーマ】

① グリーンシーズン ② ウィンターシーズン ③ 美食の旅(北海道の食の魅力訴求)

5. 内 容、要 件 等

(1) 「グリーンシーズン」、「ウィンターシーズン」、「美食の旅」をテーマとした3つのデザインのポスターを制作し、年間を通して様々な場面で北海道の観光PRに使用することを考慮した単独でも連貼りでもPRできるデザインとすること。

(2) ポスターデザインと調和し、観光客の心をつかむキャッチコピーを作成し、使用すること。

(3) 画像はできるだけ最近撮影されたものを使用すること。

令和3年および令和4年に撮影されたものが望ましいが、難しい場合は、直近5年内のものまで認める。また、空撮等、一般にアクセスが難しい場所の画像も認める。

(4) ポスター内に、撮影年月、撮影場所、位置図を記載すること。

撮影場所については、日本語・英語で地名を表記すること。

なお、使用画像の撮影日、撮影場所、撮影者氏名を、企画書にも記載すること。

(5) 「HOKKAIDO LOVE！」のロゴマークをポスターデザインに組み込むこと。

※HOKKAIDO LOVE！のロゴは以下ホームページからダウンロードすること。

<https://www.visit-hokkaido.jp/form/logodl/>

(6) 海外旅行博等での使用もあるため、ポスター内に「HOKKAIDO」の表記を入れること。

(7) 不実の記載、客観的根拠のないまま優位性を示す表現や数値は基本的に使用しないこと。記載する場合は、その根拠・出典を企画書に記載すること

(8) ポスター内に、以下を記載すること

① 問い合わせ先 (公社) 北海道観光振興機構 (ロゴを使用する場合あり)

② 電話番号 TEL011-231-0941

③ 北海道観光振興機構ウェブサイトのQRコード

QRコードリンク先 <http://www.visit-hokkaido.jp>

(9) ポスターの発送業務の実施

道内外からの誘客と道内全域への誘客を促進するため、プロモーション用PRツールとして標記ポスターを北海道道外事務所、北海道どさんこ旅サロン、道内外の空港等に配送および納品することとする。

(仮発送想定先) 各所①～③を25セットまたは5セットずつ送付想定

・北海道東京事務所、北海道東京事務所大阪支所、北海道東京事務所名古屋支所

発送部数：①～③各事務所25枚ずつ発送(1梱包にまとめて発送)

・北海道どさんこ旅サロン(東京)

発送部数：①～③各25枚発送(1梱包にまとめて発送)

・道外空港5箇所程度

予定箇所：富士山静岡空港、広島空港、茨城空港、神戸空港、新潟空港

発送部数：①～③各5枚発送(1梱包にまとめて発送)

6. 用 途

国内外の物産・観光展、キャンペーン等の各種イベントで活用する

7. ポスター印刷仕様

(1) 体裁B1判

(2) 紙質アート135kg

(3) 色数4C

(4) 下記①～③のデザインのポスターを各250枚

※本紙色校各デザイン2回想定。

①グリーンシーズン ②ウィンターシーズン ③美食の旅

(5) 納品 7の(4)①～③のデザイン別に各100枚及び50枚1梱包とする。

8. ポスター印刷・納品等

(1) 印刷 オフセット印刷とする。

(2) 画像の二次使用

ポスターの増刷、ポストカードやウェブサイトのコンテンツ等への二次使用が見込まれることから、見積金額は画像の二次使用料を包含した金額とすること。

ポスターは、国内外の物産・観光展、キャンペーン等の各種イベントで活用するため、増刷も想定されることから、制作した版を北海道観光振興機構に納品すること。

※増刷は、本事業の委託事業者以外が行うことがある。

(3) 納品及び発送完了期日 令和6年3月14日(木)

(4) 納品場所

北海道観光振興機構の指定する場所(北海道観光振興機構事務所及び札幌市内倉庫及び仕様書5(9)に指定する納品先)とする。印刷物の納品とは別に最終版電子媒体をUSBメモリにて提出すること。

9. その他

(1) 企画(デザイン)提案に係るコピー、レイアウト、写真等の諸経費は提出者の負担とする。

(2) 1提案者につき、1組(3枚)の提案とすること。

(3) 制作作業にあたっては、その都度、事務局と協議すること。

(4) 体験事業者のガイド風景写真等を使う場合は、北海道アウトドアガイド資格認定制度保持者に留意すること。また、一般、モデル等、人物が写っている場合は、肖像権等その他の権利に十分に配慮すること。